

## 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

### 本年の給与勧告のポイント

#### ◎ 月例給、ボーナスともに引上げ

- 県内民間給与との較差（0.07%）を埋めるため、初任給及び若年層を中心に給料表の水準を引上げ
- 県内民間の支給状況を踏まえ、ボーナスを引上げ、勤勉手当に配分（4.35月分 → 4.40月分 / +0.05月分）

#### ◎ 住居手当の見直し

住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

（参考） 人事院勧告：官民較差（0.09%）、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ。ボーナスを引上げ（4.45月分→4.50月分/+0.05月分）、勤勉手当に配分。住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ。

## I 給与関係

### 1 職員給与と民間給与との比較

職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所540のうち、無作為に抽出した151事業所について、職種別民間給与実態調査を実施

#### (1) 月例給

県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与について、給与決定要素（職種、職位、学歴、年齢）を同じくする者同士を比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差	
		(A) - (B) = (C)	(C) / (B) × 100
369,084 円	368,810 円	274 円	0.07 %

※ 職員給与は、行政職給料表適用者で平均年齢は43.4歳

#### (2) ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間の支給月数を比較

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	差 (A) - (B)
4.40 月分	4.35 月分	0.05 月分

## 2 給与改定の内容

### (1) 給料表

#### ア 行政職給料表

- 人事院が勧告した俸給表に準じたくえで、公民較差を考慮した水準に調整
- 管理職層が在職する6級以上を除き、現行の給料表から、初任給を1,500円引上げ、20歳台までの若年層については1,500円から500円程度、その他は200円又は100円を基本に引上げ改定
- ※ 人事院勧告の内容（行政職俸給表(一)）  
総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定。

#### イ その他の給料表

- 医療職給料表(1)を除く給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定
- 医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改定

### (2) 諸手当

#### ア 住居手当

- 人事院勧告の内容を考慮し、本県職員公舎の公舎料及び本県職員の住居手当支給状況等を踏まえた見直し
  - ◇ 手当の支給対象となる家賃額の下限を2,000円引上げ（12,000円→14,000円）
  - ◇ これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）
- ※ 人事院勧告の内容
  - ・ 公務員宿舎使用料を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）
  - ・ これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

#### イ 期末・勤勉手当

- 県内民間の支給状況との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引上げ（4.35月分→4.40月分）
- 引上げ分については、勤勉手当に配分
  - ◇ 一般の職員の場合の支給月数

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.275月（支給済み）	1.275月（改定なし）
	勤勉手当	0.9月（支給済み）	0.95月（現行0.9月）
令和2年度以降	期末手当	1.275月（改定なし）	1.275月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月	0.925月

※ 令和2年度以降は、6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を平準化

### (3) 実施時期

- 平成31年4月1日
- 住居手当及び令和2年度以降の勤勉手当は、令和2年4月1日

## Ⅱ 人事管理関係

### 1 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正

- 時間外勤務の上限規制の制度を適切に運用していくことが必要
  - ※ 時間外勤務の上限規制〔改正人事委員会規則等 平成31年4月1日施行〕  
限度時間：月45時間、年360時間  
他律的業務の場合の上限時間等：年720時間、単月100時間未満、2～6か月平均80時間、月45時間超は年6か月
- 時間外勤務の縮減に向け、職場におけるマネジメントの徹底や業務の見直し等の取組みをより一層推進することが必要
- 職員への医師による面接指導及び客観的な方法その他の適切な方法による職員の勤務時間の状況の把握について、適切に対応することが必要
- 年次有給休暇について、年5日以上の実取得に関する労働基準法の改正及び国家公務員の取組みを踏まえ、取得しやすい環境づくりに努めていくことが必要
- 学校においては、教職員の多忙化の解消に向け、在校等時間の把握による勤務時間管理の徹底、業務の見直しや役割分担の適正化等の取組みを一層推進することが必要

#### (2) 仕事と生活の両立支援

育児や介護に係る支援制度の周知や職員の意識啓発に努めるなど、職員が仕事と生活の両立ができるよう支援していくことが必要

#### (3) 職員の健康づくりの推進

心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組みを、総合的に進めていくことが必要

#### (4) 過労死等防止対策大綱に基づく取組みの実施

本委員会が労働基準監督機関としての役割を十分果たすため、監督指導を徹底

#### (5) ハラスメントの防止対策

本年6月の労働施策総合推進法の改正、人事院におけるパワーハラスメントの新たな防止策の検討等を踏まえ、パワーハラスメントの防止対策について適切に対応することが必要

#### (6) 会計年度任用職員制度の導入

令和2年4月の改正地方公務員法等の施行に向けた準備を進めることが必要

### 2 人材の確保及び育成

- 優れた人材の確保に向け、任命権者との連携を図りながら、より効果的な対策を検討・実施していくことが必要
- 女性職員の活躍の場を拡大し、その能力を十分に発揮していくために、女性職員の意識啓発の推進とともに、キャリア形成を十分考慮した人事管理に努めていくことが必要
- 人事評価の実施に当たり、制度の定着と信頼性を高める取組みを推進していくことが必要
- 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成とともに障がい者の職場環境の整備に適切に取り組んでいくことが必要

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用

再任用制度を適切に運用するとともに、国家公務員の定年の段階的な引上げに係る検討状況について留意していくことが必要

《参考資料》

○ 改定内容（行政職）

	改定前	改定後	改定額 (改定率)	内 訳			平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
				給料月額	諸手当	はね返り分		
令和 元年度	368,810 円	369,084 円	274 円 (0.07%)	274 円 (0.07%)	- 円 (- %)	0 円 (0.00 %)	43.4 歳	22.1 年
平成 30年度	377,223 円	377,581 円	358 円 (0.09%)	357 円 (0.09%)	- 円 (- %)	1 円 (0.00%)	43.5 歳	22.2 年

○ 平均年収（行政職）

	改 定 前	改 定 後	増 減 額
行政職平均 (43.4 歳)	6,061,000 円	6,084,000 円	23,000 円

○ 最近 10 年間の月例給の較差等の状況

	公民較差		改定額 (円)	改定率 (%)
	額 (円)	率 (%)		
令和元年	274	0.07	274	0.07
平成30年	358	0.09	358	0.09
平成29年	308	0.08	290	0.08
平成28年	380	0.10	380	0.10
平成27年	720	0.19	720	0.19
平成26年	787	0.21	787	0.21
平成25年	120	0.03	-	-
平成24年	△ 49	△ 0.01	-	-
平成23年	△ 74	△ 0.02	-	-
平成22年	△ 1,209	△ 0.32	△ 1,201	△ 0.31

(注) 1 各年4月の状況である。

2 公民較差とは、民間給与から職員給与を差し引いたものである。

○ 最近 10 年間の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の状況（一般職員）

	年間支給月数			前年との 増減月数
	期末手当	勤勉手当	合 計	
令和元年 ※	2.55	1.85	4.40	0.05
平成30年	2.55	1.80	4.35	0.05
平成29年	2.55	1.75	4.30	0.10
平成28年	2.55	1.65	4.20	0.10
平成27年	2.55	1.55	4.10	0.15
平成26年	2.55	1.40	3.95	0.20
平成25年	2.55	1.20	3.75	0.00
平成24年	2.55	1.20	3.75	0.00
平成23年	2.55	1.20	3.75	0.00
平成22年	2.55	1.20	3.75	△ 0.15

※ 本年の勧告